

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて提出する。

平成16年4月7日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲斐利幸

地方税の取扱いについて(合併協定項目番号:10)

地方税の取り扱いについては、次のとおりとする。

1. 賦課率は入湯税を除き3町村とも同率であるので、現行のまま新町に引き継ぐ。
2. 入湯税については、矢部町の例による。
3. 納期については、次のとおりとする。
 - (1)個人町村民税・固定資産税については、10期とする。
 - (2)軽自動車税は、4月納期とする。
4. 納税(貯蓄)組合及び報奨金については、廃止する。

平成16年4月7日確認

